

付近見取図

特記事項

(工事概要)

- ・プレキャストコンクリート造2階建て住宅1棟3戸(80号、81号、82号)延べ床面積149m²
- ・防水改修、外壁改修、建具改修、塗装改修、設備改修

(施工条件)

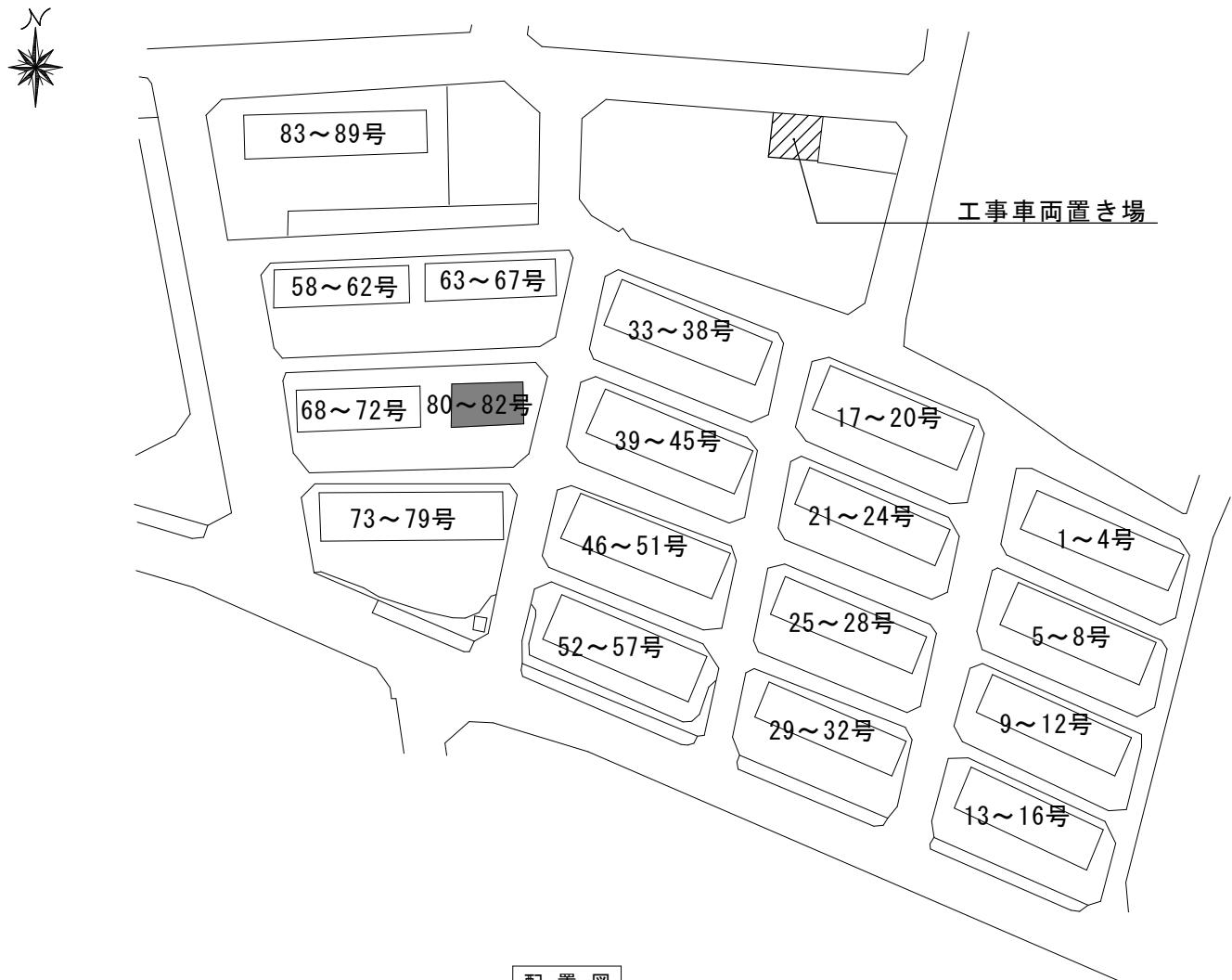
- ・当工事場所は市営住宅であり、入居者が居住しながらの工事となるため、入居者に対する安全対策、プライバシー、騒音及び塗料の飛散等には十分注意するとともに、玄関ドア枠塗装工事による入室及び各工程については、入居者と十分に打合せをし、的確に連絡を行うこと。また、必要と思われる仮設については請負者の負担において行うこと。
- ・玄関ドア枠（受信機含む）及び網戸については、取り外し後、市監督員に手渡すこと。
- ・毎日の作業終了時には、工事対象建築物の内外を清掃し、念入りな後片付けを行い、工事区域の整理整頓につとめること。
- ・工事車両構内進入ルート、駐車場及び材料置場については、当課と協議のうえ決定すること。
- ・工事用電力及び用水については請負業者負担とする。
- ・工事期間中に便槽の汲取りがあるため、汲取り業者が汲取り出来るように仮設すること。また、汲取り業者の作業の邪魔にならないよう配慮すること。
- ・工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
- ・外部足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。
- ・工事に際して、作業の支障となる既設物は、一時取外しのうえ復旧すること。
- ・本工事に必要な諸手続き（道路占用許可、中部電力、NTT等）及びそれにかかる費用は、本工事に含むものとする。
- ・作業着手までの現場調査は、事前に市監督員及び入居者の承諾を得るものとする。
- ・工事着手前には、現状把握の為に、破損箇所等があれば、市監督員の立ち合いのもと写真等に記録しておくこと。また、工事過程において、既存建物及び付属物に損害等を与えた場合は、請負者の負担において速やかに復旧とともに、市監督員に報告すること。
- ・現場作業については、事前に入居者へ作業期間を伝えること。
- ・入居者の所有物（ベランダ荷持、エアコン室外機）については、事前に入居者に確認のうえ移動させ、完了後復旧する。
移動が出来ない物については、養生すること。なお、破損させた場合は、請負者の負担で、交換・復旧すること。
- ・工事における施工計画書、材料承認及び各種関係書類等（調査報告書等）はその部分の工事に着手するまでに監督員の承諾を受けること。
- ・使用材料について、その部分の工事に着手するまでに、監督員による数量及び材料の検査を受けること。
- ・南側手摺一時取外しにあたっては、入居者の落下防止対策を当課と協議し講じること。
- ・工事に伴う騒音・振動・臭い等により、周辺住民から苦情があった場合は、工事を一時中断し、誠意を持って地元調整を行うこと。
また、工事の再開については、市監督員の承諾を得てから行うこと。
- ・工事完了時は現場内外の後片付け及び清掃を入念に行うこと。
- ・設計図書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とする。

(適用基準)

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編(最新版)
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編(最新版)
- ・その他関係法令

(解体撤去処分)

- ・当工事により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。
- ・また、工事完了後、速やかにマニフェスト等の写し(A, B2, D表)を市監督員に提示すること。



配置図

凡例

■ : 工事建物を示す。

津市市営森田地80号ほか2戸外壁改修その他工事

参考

縮尺

図面名称 附近見取図・特記事項・配置図

原図: A2

平成30年10月

津市建設部市営住宅課

No. 1/2

